

Ⅰ いじめ防止等のための基本的な方向性（法第13条）

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（２）基本理念

- ・ いじめ防止活動に取り組む学校は、安心して楽しく学べる学校です。
- ・ いじめ防止活動に取り組む学校は、不登校や問題行動も減少します。
- ・ いじめ防止活動に取り組む学校は、子どもたちの学力も向上します。

（３）いじめ防止基本方針

- ・ 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- ・ 高い規範意識を持つための教育の推進
- ・ 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進

（４）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。

同時に「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要である。

すべての児生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

（５）学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

Ⅱ いじめの未然防止の取組（法第15条）

「些細な予兆も見逃さずに対処する」という、早期発見・早期対応の姿勢が大切である。しかし、い

じめ行為の多くは目に見えにくいこと、被害者も加害者も短期間で大きく入れ替わる可能性があることから、起きてからの対応だけでは不十分である。そこで、いじめの未然防止に向けて、以下のような取組を行う。

(1) 自己有用感や充実感を感じ取らせる取組

- ・ 日常の活動や学校行事の中に、集団づくり・絆づくりの場を設定する。
- ・ 人と関わり、役に立てたらうれしいと感じる場や機会を設定する。

(2) 心を育てる教育の取組

- ・ 年間の道徳の時間の確保に努めるとともに、指導の内容によっては、学年で統一した資料を使い、学級間の温度差が生じないようにする。
- ・ 年間1回以上の「いじめ・命を考える」全体講演の他、各学年単位で「命の授業」を実施し、命の大切さを深く考える機会を設ける。

(3) 学校環境の整備

- ・ 教室及び校内の掲示物等を含めた環境整備に努めるとともに、掲示物の言葉を通して心を育てていく。人も物も大切にできる精神をもたせる。

3 いじめの早期発見の取組（法第16条）

いじめは、周りの大人に気付かれにくいよう、巧妙に行われるケースが多い。特に、インターネットを介したいじめについては、教師による覚知が困難である。このような実態を踏まえ、生徒の表面の行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせる感性を持つことが必要である。

(1) 人間関係の把握

- ・ 小中の協力体制を構築し、入学時の固定化された人間関係の把握に努める。
- ・ 年度初めの校内いじめ防止対策委員会で、被害を受けやすい生徒を把握し、継続的に観察を行うことで、小さなサインを見逃さないようにする。

(2) 情報の収集

- ・ 毎月、生活アンケートを実施する。学期に1回は持ち帰りのアンケートとし、じっくり考えて書く機会を作るとともに、マンネリ化を防ぐ。
- ・ 地域の区長会・民生委員会への参加により、地域からの情報が得られるように努めるとともに、学校運営協議会委員やPTAとの情報交換を行う。
- ・ 毎月1回の学年部会を定例化し、いじめに関する情報交換の場を設ける。
- ・ 職員、スクールサポーターによる昼休み等の巡回を実施し、情報を生徒指導主事に一本化する。
(落書きや捨てられた物にも注視)

(3) 相談体制の整備

- ・ 担任による定期教育相談（全員対象年間1回、任意実施年間1回）を実施する。
- ・ スクールカウンセラー（SC）による相談の他、2名配置となっている養護教諭による、場所を限定しない相談ができるようにする。
- ・ 保護者と担任との太いパイプを築く。
- ・ 校外の相談機関について、保護者等への周知を図る。

(4) 生徒の自浄作用能力の育成

- ・いじめは、教師をはじめとする大人に見えにくいところで発生する。したがって、第1発見者の多くは生徒たちである。そこで、生徒が安心できる学級づくり、教師の指導力の向上、生徒会活動等を通して、自浄能力を育成する。教師の指導力の向上を図るため、いじめ予防に係る校風や学級風土の醸成、道徳、人権・同和教育や特別活動の充実、いじめ覚知から初動、課題改善にいたる取組などについて、計画的かつ実践的に研修を行う。（法第18条）

4 個別の事案への対応

個別のいじめ事案について、調査や事実確認を行う際は、いじめを受けた生徒・保護者の心情を最優先に考え、以下の手順で対応する。

（1）いじめを受けた生徒の心情に寄り添う。

支援者としての決意を伝えるとともに、安心感のある関係づくりを行う。

（2）いじめを受けた生徒・保護者の願いをとらえる。

心理的なケア、安全な居場所の確保、加害者や全体への指導など。

（3）いじめ子どもへの事実確認と本人・保護者への指導をする。

複数の教職員で役割を明確にしたチームを編成し、対応の基本方針について共通理解を図る。

加害者に対しては反省を求め、様態や状況に応じて懲戒を含め対応する一方で、他者の傷みなどに共感できる豊かな心を育むべく、支援を行っていく。加害者にこそS Cの活用を推進し再発防止に努める。

（4）関係の修復に向けて支援を行う。

事前及び対応の過程で保護者の同意を得るとともに、支援の結果については保護者に伝える。

5 関係機関との連携（法第17条）

（1）鳥栖警察署との連携

犯罪行為として認められる事案については、鳥栖警察署に通報し連携して事案の解消に努める。犯罪行為にあたる事案としては、

- ・被害者の心身を大きく傷つける事案
- ・被害者から金品を強要する事案
- ・その他、校長が必要と認める事案

（2）児童相談所との連携

学校におけるいじめ問題は、その背景に生徒の非行や家庭の抱える困難など、様々な要因が考えられることから、積極的な連携を図る必要がある。

（3）スクールサポーターの活用

- ・いじめ問題に関して、学校が加害者への聞き取りや指導を行うにあたり、対応方法等について指導・助言をもらう。
- ・いじめ防止を主眼とした非行防止教室等の開催や、保護者会等の機会に啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組に対する支援をしてもらう。
- ・加害者に対して、その健全な育成を図るための説諭をしてもらう。
- ・校内巡回等を通して、生徒に関する情報を提供してもらうことで、いじめの早期発見に繋げる。

(4) その他、連携が必要な機関

鳥栖市教育委員会（法第26条関連を含む）、医療機関、鳥栖市役所子ども育成課 等

6 インターネットを介したいじめに対する対応（法第19条、第21条）

子どもたちにとって携帯電話やスマートフォンは、マスコミでも取り上げられるように、依存症が問題になるなど、身体の一部となりつつある。これらの普及により、いわゆるネットいじめが増加し、今後はさらにその傾向が強まると言われている。

ネットいじめの問題点は、発見が困難であることや情報が無制限に拡散することにある。子どもたちに、ネット社会の怖さを理解させた上で、情報モラルの必要性を感じさせたり、保護者への啓発を図ったりする取組が必要である。

- (1) 学校の方針として、子どもに携帯電話等を持たせないことを勧める。
- (2) 保護者には、携帯電話等を持たせる場合は、保護者の責任のもと定期的にチェックをするようPTAとともに呼びかけていく。
- (3) 授業参観日等を使って、「情報モラル」や「ネットいじめ」に関する講演会を開催する。
- (4) 早期発見の観点から、鳥栖市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールの実施を検討する。
- (5) ネットいじめを発見した際の相談機関を把握しておくことで、迅速な対応を図る。特に、鳥栖警察署には、状況に応じて調査等の協力依頼を行うなど、緊密な連携に努める。
- (6) 教職員は、ネット犯罪（いじめ）の現状について研修を行い、常に新しい知識を身につけておく必要がある。

7 重大事態への対処（法第28条）

重大事態が発生した場合または発生を防止するために、いじめ防止対策委員会（法第22条）の協議に基づき、事実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態とは

- 生徒の生命、心身または財産に重大な被害を生じた事案
 - ・ 生徒が自殺を図った場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 生徒が相当の期間、欠席を余儀なくされた事案

※相当の期間とは、不登校の定義(年間30日)を目安にする。

- (1) 重大事態が発生した旨を、鳥栖市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する拡大対策委員会を設置する。
- (3) 拡大対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、鳥栖市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

令和6年4月1日改正